

平成二十一年二月二十日受領
答弁第一一四号

内閣衆質一七一第一一四号

平成二十一年二月二十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土への支援物資船が国後島への上陸を断念した件等に関する再質問
に対する答弁書

一から三までについて

外務省から在日本国ロシア連邦大使館に対し、昨年十二月二十五日に本年度の人道支援物資供与事業の実施に関して通報し、本年一月二十三日に、在日本国ロシア連邦大使館から外務省に対し、異存ない旨の回答が口上書をもってなされた。また、同日、ロシア連邦外務省から在ロシア連邦日本国大使館に対し、今次人道支援物資供与事業のための北方四島訪問に際しては、「出入国カード」の提出が必要である旨の通報が口頭でなされた。同口上書の受領及び「出入国カード」の提出が必要である旨の通報の具体的な時間については、詳細な記録が残されていないことから、お答えすることは困難である。

四から六までについて

昨年十二月二十五日から本年一月二十三日までの間、在ロシア連邦日本国大使館からロシア連邦外務省に対し、本年度の人道支援物資供与事業に関する内部調整の状況を確認したところ、調整中である旨の回答があった。また、御指摘の者の御指摘の発言にあるような手続については、本年一月二十三日に至るま

でロシア連邦政府から求められていなかったところであるが、いずれにせよ、我が国からロシア側に対し、従来どおり、双方の法的立場を害さない形で今次人道支援物資供与事業を実施できるよう申し入れていた。

七から九までについて

先の答弁書（平成二十一年二月六日内閣衆質一七一第七一号）五及び六についてでお答えしたとおりである。